

令和4年度

包括外部監査結果報告書 (概要版)

少子化・子育て支援対策事業について

令和5年3月

高知県包括外部監査人

紫藤 秀久

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査の種類	1
2 監査テーマ	1
3 監査対象期間	1
4 監査の体制	1
5 利害関係	1
6 監査テーマを選定した理由	1
7 監査の着眼点	2
8 監査の結果における表記方法について	3
第2 高知県における人口減少の現状、将来予測及び課題について	4
第3 監査対象 高知県の少子化・子育て支援対策事業	7
第4 包括外部監査の結果（ライフステージごと）	10
1 出会い・結婚に関する事業	10
2 妊娠・出産に関する事業	10
3 子育て段階に関する事業	10
4 働きながら子育てできる環境づくりに関する事業	12
5 官民協働による少子化対策を県民運動として展開	13
6 女性の活躍の場の拡大	13
第5 指摘及び意見	14
1 民間事業者が現に提供しているサービスについては、まず新規事業としての立ち上げとその継続ありきではなく、現有の民間サービスの活用可能性について検討すべきである（指摘）	14
2 事業の目標設定や効果測定方法を更に工夫すべきである（意見）	15
3 事業の広報手段を更に工夫すべきである（意見）	16
第6 総括的な提言	16
1 効果を上げている他国や他自治体の取り組みを参考にし、必要に応じた事業の選択と集中を進めるべきである	16
2 仮に人口減少に歯止めがかからない場合でも自治体を維持していくためのシナリオを準備すべきである	18

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

2 監査テーマ

少子化・子育て支援対策事業について

3 監査対象期間

令和 3 年度を中心とし必要に応じて過年度及び令和 4 年度についても対象とした。

4 監査の体制

- | | | |
|--------------|---------|-------|
| (1) 包括外部監査人 | 紫 藤 秀 久 | (弁護士) |
| (2) 外部監査人補助者 | 中 西 法 貴 | (弁護士) |
| (3) 外部監査人補助者 | 武 内 良 平 | (弁護士) |

5 利害関係

外部監査人及びその補助者において、監査対象との間で地方自治法第 252 条の 29 に定める利害関係はない。

6 監査テーマを選定した理由

- (1) 人口減少は先進国全体の課題であるだけでなく、日本においても最重要課題の一つである。日本の中でも少子高齢化、人口減少が最も進んだ自治体の一つである高知県において少子化対策が喫緊の課題であることは言うまでもない。
- (2) 令和 2 年の国勢調査によると、県内女性の「50 歳時未婚率」は 21.1%で首位の東京に次いで全国 2 位、男性は全国 6 位の 29.5%であった。全国平均（女性 17.8%、男性 28.3%）や四国内の愛媛県

(女性18.3%、男性26.7%)、徳島県(女性17.5%、男性26.2%)、香川県(女性15.6%、男性25.0%)と比べても相当に未婚率が高い。

- (3) 令和3年の全国年間出生数は81万1622人であり、令和4年の年間出生数の概数はずいに80万人を割り込む見通しである(厚生労働省発表)。国の推計よりも早く少子化が進行している。
- (4) 令和3年の県内出生数は4,090人で、前年よりは増えたものの、少子化の影響等により、令和4年4月1日時点の県内人口は68万人を割り込むこととなった(県発表)。
- (5) 県としても手をこまねている訳ではなく、国の方針を踏まえ、2015年に「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、期毎の人口目標数を定めたうえで、様々な少子化対策事業を進めてきた。高い未婚率の問題については、婚活サポーター制の導入や出会いを促す交流サイトの開設など婚活支援事業を実施している。婚姻後も女性が社会に参画し家庭の経済を支えることができるよう女性の活躍を支援する事業を実施している。また子どもを産み育てる意欲を後押しするため、妊娠・出産・子育ての支援に関する多くの事業を展開している。
- (6) 県の実施するこれら少子化・子育て支援対策事業が、より効率的に、適正に実施され、目標とした効果を上げることが出来ているかは県民全てに関わる重要な関心事である。そこで本年度の外部監査では本テーマを取り上げることにした。

7 監査の着眼点

- (1) 各事業が関係法令に基づき適正に実施されているか。
- (2) 各事業が住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を求めて実施されているといえるか(地方自治法第2条第14項参照)。
- (3) 各事業が組織及び運営の合理化に努めて実施されているといえるか

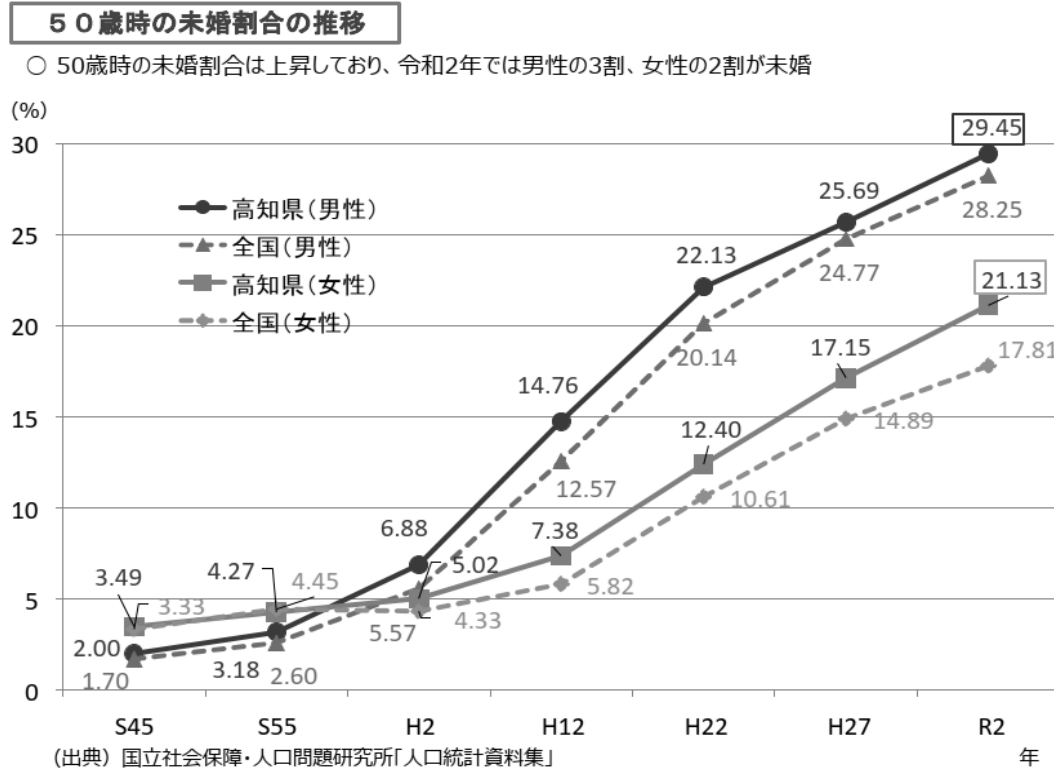
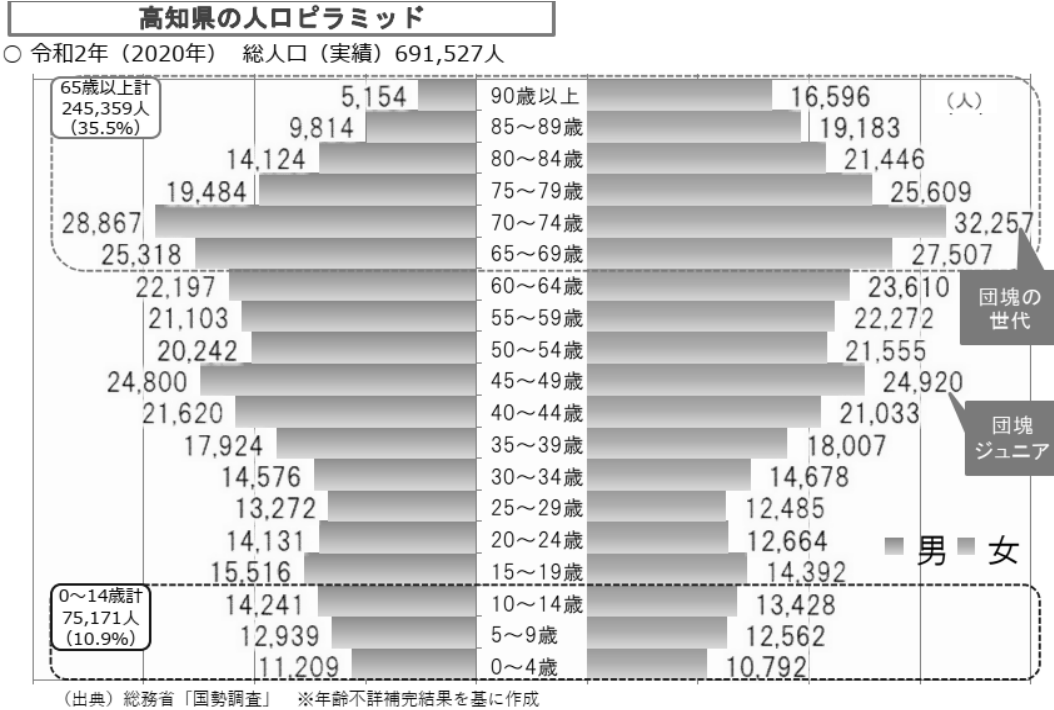
(地方自治法第2条第15項)。

(4) 各事業の目標管理、効果測定及び分析等は適正に行われているか。

8 監査の結果における表記方法について

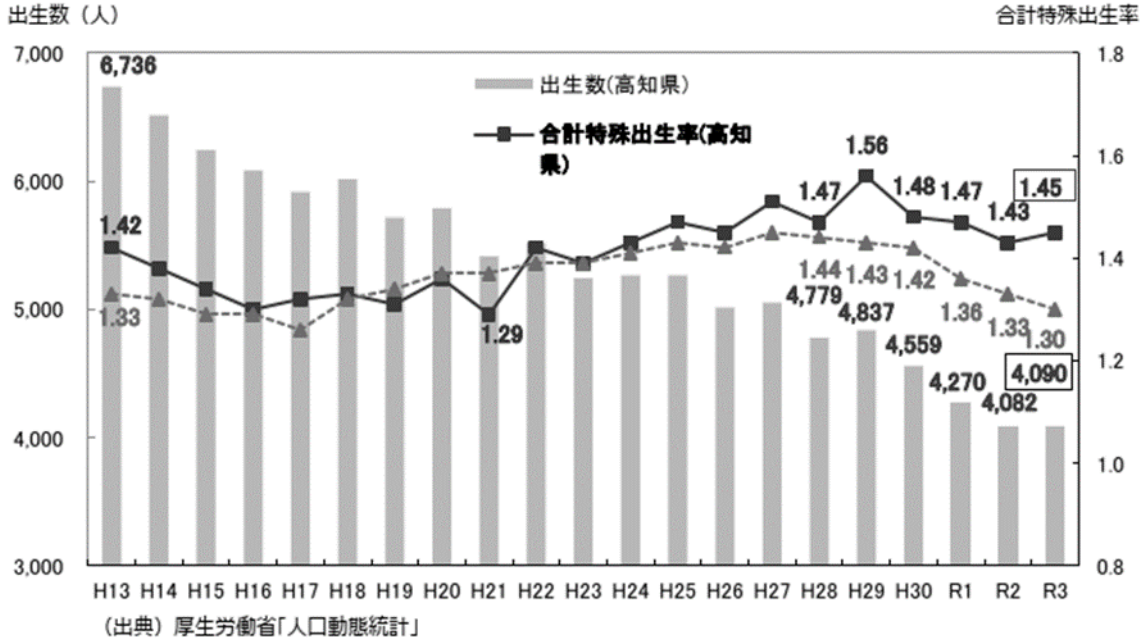
本報告書第4及び第5における監査結果のうち何らかの問題点について述べる部分については、「指摘」「意見」「(特段の記載なし)」に区別して見解を述べる。「指摘」は監査の着眼点の観点から強く是正・改善をもとめるものであり、「意見」は「指摘」には至らないが改善が望ましいもの、特に記載がなければ「意見」に至らない提言、提案等である。

第2 高知県における人口減少の現状、将来予測及び課題について

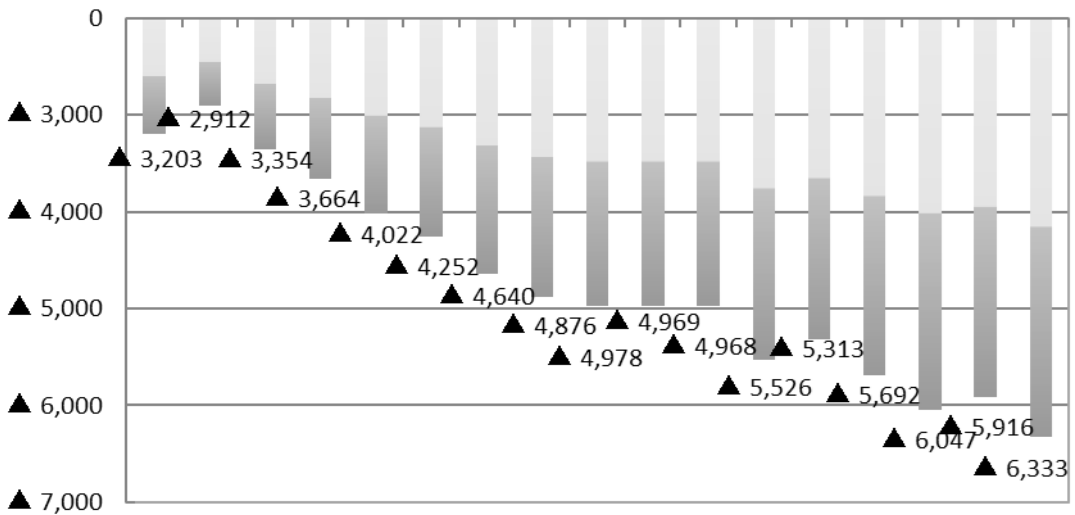


出生数と合計特殊出生率の推移

- 令和3年の出生数は4,090人で前年より8人増加
- 合計特殊出生率は、1.45で前年の1.43から上昇【第2期総合戦略上の数値目標：1.70(R6年)】

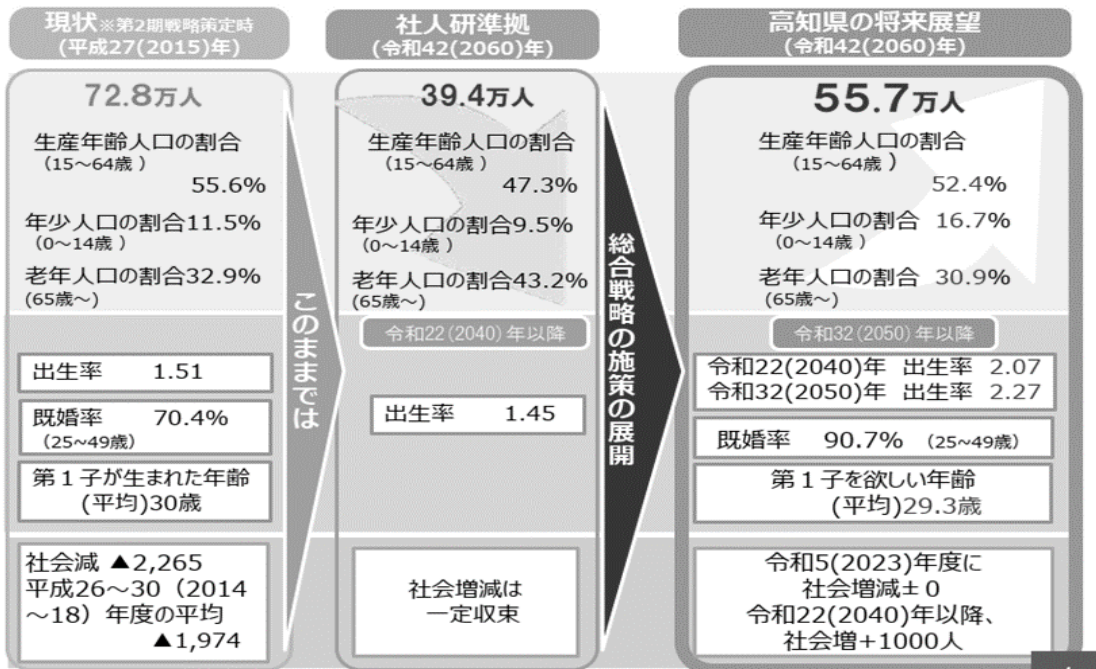
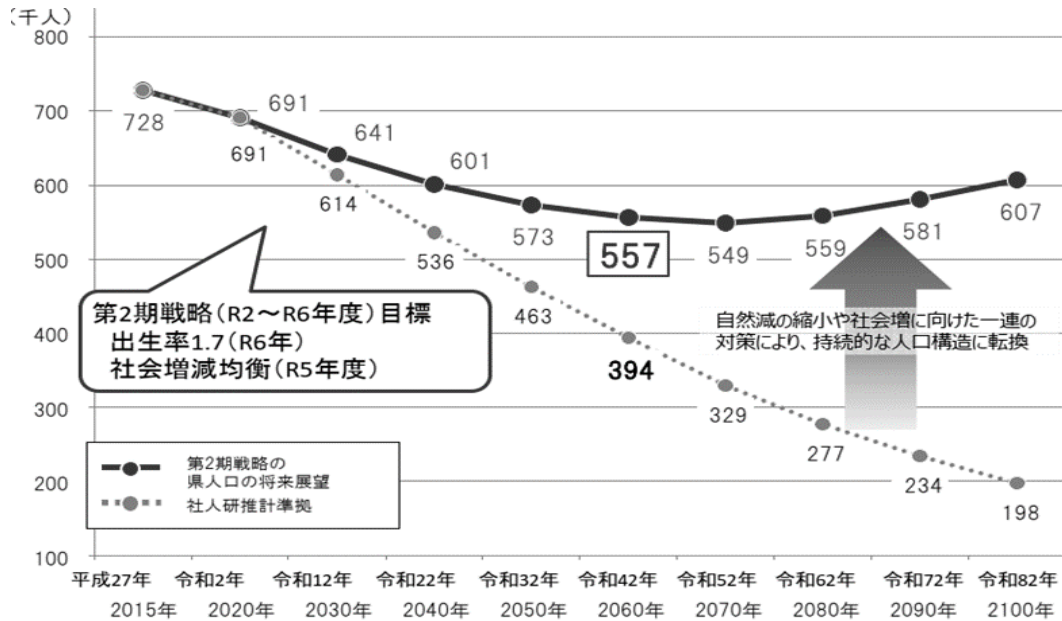


人口の自然増減



高知県の令和3年の自然減は6,333人となった。単純に考えても、年間6,000人以上の人口減少が続けば、100年ほどで本県人口はゼロになることになる。

高知県人口の将来展望



県の戦略は、何らの対策も打たなければ、県人口が2060年には39.4万人にまで減少するという将来予測をもとに、本包括外部監査が対象とする少子化対策事業を含む人口減少対策の効果により、これを55.7万人までの減少に留めようというものである。そしてこの人口の将来展望の実現に向けて、出生に関する目標として出生率を掲げている。この目標は県民の結婚と出産に関する希望をかなえることを前提とした既婚率と第一子出生年齢の仮定をもとに算出している。

第3 監査対象 高知県の少子化・子育て支援対策事業

1 日本全体の人口は、少子化の進展に伴い平成20年をピークとして減少局面に入っており、2050年には1億200万人程度に、2100年には6,000万人を割り込む水準になるという推計もなされている。平成26年9月に政府に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、地方創生の取り組みが始まった。それ以降、同年11月に施行された地方創生の基本法である「まち・ひと・しごと創生法」や、12月27日に策定された日本全体の人口の将来展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び5か年の政策目標や具体的な施策を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、全国で地方創生の取り組みが推進された。

2(1) 高知県では、全国より15年先行して平成2年から、人口が自然減の状態に陥り、それによる経済の縮みが若者の県外流出を招き、特にその影響が大きい中山間地域は衰退するとともに少子化が進み、さらに経済が縮むことで県民の暮らしが一層苦しくなるという「人口減少の負のスパイラル」をたどってきた。この負のスパイラルを断ち切るため、「経済の活性化」「教育の充実」「日本一の健康長寿県づくり」「中山間対策の充実・強化」「少子化対策の抜本強化と女性の活躍の場の拡大」の5つの基本政策と、それらを下支えする「南海トラフ地震対策の抜本強化・加速」「インフラの充実と有効活用」「文化芸術とスポーツの振興」の3つの基本政策を総合的に推進してきた。そして、「中山間地域対策」や「少子化対策」を総合的に組み合わせた「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下、「第1期戦略」という。）を全国の都道府県に先駆けて平成27年3月に策定した。

(2) 第1期戦略（平成27年改定版）では、将来展望として2060年の高知県人口を55万7千人にとどめることを目指すこととした。この将来展望を実現するため、

基本目標1：地産外商により安定した雇用を創出する

基本目標2：新しい人の流れをつくる

基本目標3：若い世代の「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる、

女性の活躍の場を拡大する

基本目標4：コンパクトな中心部と小さな拠点との連携により人々のくらしを守る

という4つの基本目標をかかげ、高知県における地方創生の実現に向けて官民協働・市町村との連携協調のもと取り組みを進めた。

この第1期戦略の取り組みを推進した結果、生産年齢人口の減少に関わらず、経済がマイナス成長からプラス成長に転じたほか、第1期戦略で掲げた4つの基本目標に係る施策それぞれで一定の成果が見られた。

しかしながら、社会増減の均衡や出生に関する県民の希望の実現という高い目標に向けては道半ばであり、人口動態の改善効果が発現するには取り組みの継続が必要である。

- (3) そのため、第1期戦略の基本目標の大枠は維持しつつ、各施策群をバージョンアップさせ、高知県の地方創生の実現に向けて取り組みを進めるため、令和2年3月に「第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定した。第2期戦略における基本目標を下記のとおり設定し、人口の将来展望の実現に向けて、官民協働・市町村との連携協調のもと継続して取り組みを推進していく。

基本目標1：地産外商により魅力のある仕事をつくる

基本目標2：新しい人の流れをつくる

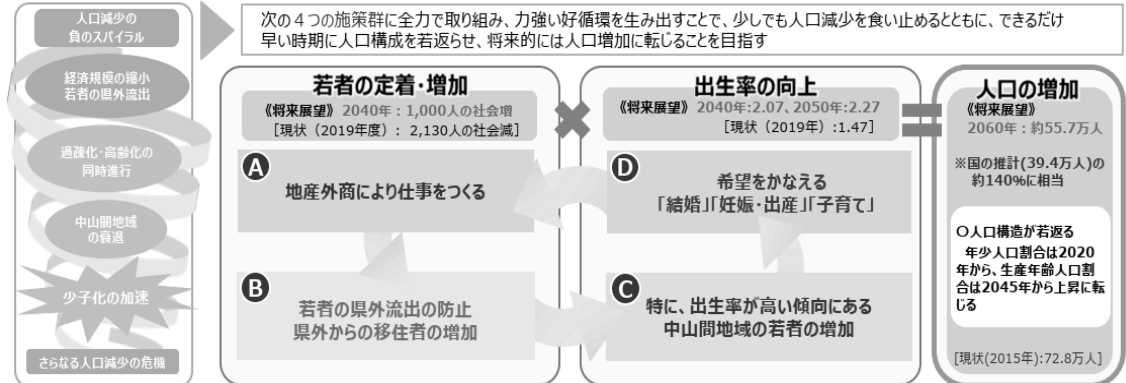
基本目標3：「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する

基本目標4：高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域をつくる

この4つの基本目標のうち、本包括外部監査の対象となる少子化関連事業が関係するのは基本目標3である。この基本目標3の内容として県は、出会い・結婚→妊娠・出産→子育てというライフステージの各段階に応じた少子化対策推進事業及び官民協働による少子化対策事業を行っている。

第2期高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の全体像

【第2期計画期間：令和2～6年度】



4つのポイントで効果的に戦略を推進

ポイントⅠ 好循環の創出とネットワークの創出

ポイントⅡ 計画の進捗管理の徹底

ポイントⅢ 官民協働、市町村との連携協調

ポイントⅣ SDGsを意識し、施策を推進

基本目標1 地産外商により魅力のある仕事をつくる

A ●地産の強化
「新たな付加価値の創造を促す仕組み」の構築
➢高知版Society5.0の実現など
各産業分野におけるデジタル化の加速、IT・コンテンツ関連産業の集積、オープンイノベーションプラットフォームによる課題解決型産業創出を推進、等
事業戦略の策定・実行支援など事業化に向けた支援の強化

●外商の強化
外商活動の全国展開の強化、海外への輸出の本格化

●成長を支える取り組みを強化
人材の育成、担い手の確保策の抜本強化、働き方改革の推進と労働生産性の向上

【数値目標】
4,000人の雇用を創出
(R2～5年度の4年間)

基本目標2 新しい人の流れをつくる

B ●新規学卒者等の県内就職の促進と定着支援 ●移住の促進
➢U-Iターンのさらなる促進など

【数値目標】
社会増減の均衡 (R5年度)

基本目標3 「結婚」「妊娠・出産」「子育て」の希望をかなえる、女性の活躍の場を拡大する

D ●ライフステージの各段階に応じた少子化対策の推進
➢高知版ネウボラの推進など
●官民協働による少子化対策を県民運動として展開
●女性の活躍の場の拡大

子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援行動計画、こども男女共同参画プラン等により推進

基本目標4 高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる中山間地域をつくる

C ●中山間地域と都市の維持・創生
●住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる県づくり
➢高知版地域包括ケアシステムの推進など
●未来技術を活用した暮らしの質の向上
➢ICTを活用した教育の推進など

中山間総合対策本部、日本一の健康長寿県構想により推進

少子化対策の充実強化と女性の活躍の場の拡大(基本目標3関係)～少子化対策の充実強化～

高知県は、ひとりひとりの生き方を尊重しながら、それぞれの希望に応じて「自分らしく」生きることを実現しています。「結婚」などは、個人の自由であり、その他にも様々な生き方があるものと私たちは考え、高知県は、それぞれそれぞれの希望に基づいた生き方を応援するとともに、その一環として「結婚」や「妊娠」への支援を希望する方々の応援をしています。

人口減少の負のスパイラルをプラスのスパイラルに転換!



I ライフステージの各段階に応じた少子化対策の推進

出会い・結婚	妊娠・出産	子育て
<p>出会いの機会の創出</p> <p>■支援を希望する独身者への出会いの機会の拡充</p> <p>●マッチングシステムの運用強化</p> <p>●出会いイベントの充実</p> <p>●サポーター制度の充実</p> <p>●ライフデザインへの意欲醸成</p> <p>●地域の実情に応じた取組の推進</p> <p>【KPI (R6年度)】 ・マッチングシステム登録者数：1,000人 ・応援団の実施するイベント参加者数：3,600人/年 ・独身者の出会いを支援するボランティア数：450人</p>	<p>安心して妊娠・出産できる環境づくり</p> <p>■高知版ネウボラの推進</p> <p>○子育て世代包括支援センターの機能充実</p> <p>○周産期メンタルヘルス対策支援体制の充実</p> <p>●市町村の産前・産後ケアサービスの拡充支援</p> <p>●乳幼児健診の受診促進</p> <p>●不妊治療への助成 など</p> <p>【KPI (R6年度)】 ・産後、退院してから1か月程度、助産師や保健師等から指導・ケアを十分に受けることができた者の割合(3・4か月児)：85%以上 ・産でにくさを感じたときに対処できる(相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っている)親の割合(3・4か月児)：95%以上 ・乳幼児健診受診率(1歳6か月児、3歳児)：98.0%以上</p>	<p>安心して子育てできる環境づくり</p> <p>●リスクに応じた適切な支援(子ども家庭総合支援拠点の市町村への設置促進)</p> <p>●子どもの発達への支援</p> <p>●子育て支援サービスの充実(地域子育て支援センター等の機能強化、保育サービスの充実、ファミリー・サポート・センター事業の充実、放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実)</p> <p>●ネットワークの連携・強化(高知版ネウボラ体制の充実) など</p> <p>■働きながら子育てしやすい環境づくり～ワークライフバランスの推進～</p> <p>●働き方改革の推進</p> <p>●「育休取得促進」及び「時間単位年次有給休暇制度」の導入への支援</p> <p>●「高知県の女性しごと応援室」による働きやすい職場づくりに向け企業支援 など</p> <p>【KPI (R6年度)】 ・産後解放又は子育て相談実施率：100% ・多機能型保育支援事業実施所数：40か所 ・一時預かり事業実施所数：26市町村110か所 ・ファミリー・サポート・センター提供会員数：1,000人 ・放課後児童クラブ等の実施利用率：100% ・高知版ネウボラに取り組み市町村数：全市町村 ・年次有給休暇取得率：70% ・育児休業取得率(R6年)：男性30% 女性100% ・時間単位年休導入率：40% ・ワークライフバランス推進認定企業数：615社・団体</p>
<p>ワークライフバランスの推進</p>		

II 官民協働による少子化対策を県民運動として展開

『高知家の出会い・結婚・子育て応援団』の取組の推進

【KPI (R6年度)】 応援団登録数1,500

応援団と協働した取り組みの充実に向けた支援(優良事例の提供など)

【高知県少子化対策推進県民会議】
少子化対策に資する取組計画を推進!!

第4 包括外部監査の結果（ライフステージごと）

監査の結果、「指摘」又は「意見」ありとした事業及びその「指摘」又は「意見」の内容の要約を、出会い・結婚→妊娠・出産→子育てのライフステージごとに記載する。なお、「令和4年度 包括外部監査結果報告書」を本文と表記し、本文の該当頁も付記する。

1 出会い・結婚に関する事業

- ・ 出会い・結婚・子育て応援窓口運營業務等委託料、インターネットホームページ保守等委託料 指摘（本文 36 頁）

高知県における少子化対策の意義を踏まえると、多額の予算を費やしている一方、令和2年度は成婚数11組、令和3年度も成婚数14組に留まっていることは、重く考慮すべきである。異性の出会い方等も時代によって大きく変化しており、その情勢に機敏に対応しなければ、流動性の無い、変化の乏しい出会い支援事業に留まってしまう。スマートフォンから容易に利用できるマッチングアプリ等を運営している民間企業が多数ある中で、本事業の意義を考える必要がある。そのため、委託先については、公募型プロポーザルや一般競争入札等の競争原理が働く中で選定し、公的な安心感を与え、かつ、民間の活力を利用した出会いの機会の活性化など、より少子化対策となる出会い支援事業となるよう事業内容を慎重に検討していく必要がある。

2 妊娠・出産に関する事業

- ・ 不妊専門相談センター事業委託費 意見（本文 42 頁）

ホームページ、チラシなどによる広報を行い広く県民に周知していたとのことだが、相談件数自体は減少傾向にある。減少原因、不妊を抱える夫婦の年代に沿った周知方法を分析し、その結果に基づき、より利用されるよう、広報活動等を実施すべきである。

3 子育て段階に関する事業

- ・ 小児救急電話相談事業委託料 意見（本文 69 頁）

事業の性質上、毎年度又は毎月当たりの相談件数の設定が適さない分野といえる。もっとも、広報活動の結果、どの程度、県民（特に子どもを養育する父母等）に認知さ

れているのかをアンケート等により定期的に確認し、県民の認識に沿った広報活動を実施すべきである。

・病児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業 意見（本文 93 頁）

これら事業等では、KPI として「実施箇所数」という指標が用いられている。実施箇所数が多いことは県民の側からすれば事業へのアクセス可能性を高めるため有用な指標といえるが、他方、実施箇所数は拡大したが県民の利用数が伸びないなどの事態が生じないよう、県民の利用実態の側面に着目した目標管理・効果測定も行われてよい。

・「こうちプレマ net」の保守等 意見（本文 100 頁）

令和 2 年度高知県県民意識調査において、高知県の少子化対策の取組についての認知度や関心度は非常に低いことが確認されている。令和 3 年度のこうちプレマ net の年間アクセス数は 9 万 3666 件にとどまり、令和 4 年度は年間アクセス数 12 万件が到達目標とされている。月間 1 万 PV 以下となるが、これは、アマチュアブログレベルの数字である。月間 1 億 PV を超える民間サイトもある中で、こうちプレマ net の年間アクセス数は伸び悩んでいると見ざるを得ない。少子化対策・子育て支援事業の内容面の充実はもちろんであるが、事業の存在自体を認知してもらうための対策は不可欠で、この点の一層の充実が求められる。こうちプレマ net でしか得ることができない情報の発信量を増やすなど、地域密着の方向性を強く打ち出すことにより他サイトとの積極的差別化を図っていくことも有益である。

・ファミリー・サポート・センター事業 意見（本文 108 頁）

ファミリー・サポート・センター事業に賛同し、サービスを提供したいと考える提供会員数は、順調に増加しているといえるが、利用実態面からの検討も行われるべきである。すなわち、過去 3 年の同センター活動件数は、令和 2 年度 6,877 件⇒令和 3 年度 9,740 件⇒令和 4 年 12 月末時点 5,996 件と推移しており、令和 4 年度は前年の利用件数を下回る見込みが高い。現在各種広報が進められているところではあるが、いまだ同センターの認知度自体は決して高いとはいえない。また、提供会員の資質向上に向けた手当はなされているものの、利用ニーズはあっても不安感が先行して利用を控えるという事態が生じないよう、適切な広報の充実や、提供会員に対する教育機会の一層の充実が

求められよう。

・新・放課後子ども総合プラン推進事業

意見（本文 113 頁）

子どもを持たない（持てない）理由の調査で、子育てや教育に対する金銭的負担が第1位であった。この問題を解消するためには、①子育てや教育に要する費用を減らす方向性と、②子育て世帯の収入を増やす方向性が考えられる。現状の当該事業は、このうち主に②に資するものといえる。子育てのため仕事を時短にせざるを得ない結果収入減少となるなど、子どもを持つことによって生じ得る経済的負担を回避する上で、当該事業の有用性は相当程度高い。これに①の視点を加え、県民に「子どもを育てながら働くことができる」という実感をより効果的に持たせるため、県は、放課後子ども総合プラン推進事業の利用を市町村に対して積極的に促し、放課後児童クラブの保護者負担軽減を図っていく必要がある。そして、将来的には、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の双方につき、利用料にとどまらず飲食物代などの実費も含めた全面無償化を実現することが理想であろう。

4 働きながら子育てできる環境づくりに関する事業

・ワークライフバランス推進事業

意見（本文 119 頁,120 頁）

アドバイザーが企業訪問時に取るアンケートの中に、「(高知県ワークライフバランス推進企業認証を取得するかどうか) すぐに考えていない、又は、取得の意向がない理由を教えてください」という質問項目があるが、回答選択肢の中から「取得によるメリットを感じない」を選択した企業が一定数見受けられた。県としては、率直な意見を受け止め、更なる魅力発信に努めるべきである。また、少子化対策の視点からみて、アンケート調査に少子化対策としての効果を確認する項目を加える等して、参加企業に対し、県は本事業を少子化対策としても位置付けており、その効果をも期待していることをアピールすることが必要と考える。

・ワークライフバランス実践支援事業

意見（本文 127 頁）

もともとの目標設定数が4社と少ないにも関わらず参加企業が目標に届いていないため、単純計算で1社200万円を越える事業費となる。公費を投じるのであるからさら

に厳格な目標管理が必要である。参加企業が建設業に偏っている点も原因分析及び対策が必要である。

・働き方改革トップセミナー開催事業 意見（本文 128 頁）

固定経費が中心となる事業は、参加人数が目標割れしても費用が減額とはならない。コロナ禍といえども厳格に目標管理を行い目標定員を確保するべきである。

5 官民協働による少子化対策を県民運動として展開

・少子化対策県民運動推進事業実施委託料 意見（本文 134 頁）

令和3年度のフォーラムの実施報告書本文にセミナー参加者数（集客人数）が記載されていないのは問題である。大きく目標割れしていることもあり、コロナ禍でも、県としては集客にこだわっているという姿勢を受託者に見せるべきではないだろうか。

6 女性の活躍の場の拡大

・女性就労支援事業委託料 意見・指摘（本文 140 頁）

（意見）公募型プロポーザルを実施しても複数応募がなければ競争原理が働かない。説明会には複数参加がありながら応募が1者のみである理由の分析が必要であり、事業としての魅力が足りないのであれば見直しが必要である。

（指摘）3年契約で、各年度の予算額は、約4,500万円の高額事業である。業務は女性の就労支援のみではないが、同事業を通じた令和3年度の就職者数は目標200人に対し実績114人であるから、女性ひとりの就職に約40万円の公費を投じたことになる。民間求人サイトへの掲載料は無料～10万円台の場合もあるうえ、本来この費用は求人募集する事業者側が負担するものであるから、就職あっせんの費用対効果という点では疑問を感じる。令和4年度はYouTube広告を通じて知名度向上や新規相談者増加を目指すとのことであるが、既に民間業者やハローワーク等が様々な就職あっせん事業を行っているところでもあり、本事業により女性の活躍の場を増やしたことにはならないであろう。セミナーにおいて実施しているアンケートや実際に受けた相談内容から得られる対象者のニーズをも踏まえたうえで、事業内容や規模等を再考する余地がある。

コロナ禍の影響で令和 3 年度のセミナーはオンラインに切り替えたとのことであるが目標を大きく割り込んだ。予算は多額とはいえませんが、年 1 回のみで、参加者数も多数とはいええない反面、担当部署の人的負担は一定発生することになるため、目標割れが続くようであれば本事業の存続自体見直しが必要である。

第 5 指摘及び意見

コロナ禍も 3 年を経過し、オンライン併用などこの現状を前提とした対応策も一定程度浸透しつつある。そこで、本項では、コロナ禍であることを意識し過ぎることなく述べることにする。

- 1 民間事業者が現に提供しているサービスについては、まず新規事業としての立ち上げとその継続ありきではなく、現有の民間サービスの活用可能性について検討すべきである（指摘）

第 6 の総括的な提言 1 で述べる「事業の選択と集中」にも関連するが、大きな公費を投じて民間事業者において現に提供されているサービスと重複する部分の大きい事業を新設する意義については、まず事業開始前には未開拓の大きな需要が見込めるのかどうかを慎重に判断すべきである。次に事業開始後一定期間経過後には、その需要が現実化しているのかを、実績、アンケート調査、実施内容等から検討し、事業を継続すべきかどうか、継続するとしても事業内容や規模等見直すべき点がないかどうか慎重に判断すべきである。

- (1) こうち出会いサポートセンター等による婚活支援事業については、予算額が比較的大きく、かつマッチングサイト等は民間企業においても競合他社が多数存在する事業類型である。平成 28 年と現在の異性の出会い方等は大きく変わっており、業務委託をするにしても、プロポーザルや一般競争入札等の競争原理が働く中で、慎重に事業内容を検討していく必要がある。
- (2) 女性就労支援事業においては、民間の人材派遣事業者に委託し、こうち男女共同参画センター「ソーレ」に設置した就労支援窓口「高知家の女性しごと応援室」を運営し、働くことを希望する女性へのきめ細かいワンストップ就労支

援や、働きやすい職場づくりにむけた企業へのアドバイスを実施している。社会参加に困難さを感じる女性を支援するという観点からは意義のある事業であるが、最重要目標である女性の就労支援では十分な成果があがっているとはいえない。就労支援に関しては現に民間業者やハローワーク等が面談やインターネット等で様々な就職あっせん事業を行っているところでもあり、費用対効果の観点からは、事業内容や規模等を再考する必要がある。

2 事業の目標設定や効果測定方法を更に工夫すべきである（意見）

- (1) 病児保育事業、延長保育事業、一時預かり事業などでは、事業評価 KPI に「実施箇所数」という指標が用いられておりこれ自体に問題はない。しかし、他方で、実施箇所数のみ拡大したものの県民の利用数が伸びないなどの事態が生じないように、県民の利用実態の側面に着目した目標管理・効果測定も必要である。
- (2) また、ファミリー・サポート・センター事業についても、指標とする事業の提供会員数が順調に伸びていることは評価に値するが、もう一步踏み込んで、会員数に比例して利用者数が伸びているかまでの分析が必要である。また、利用者の意見をきくことにより、広報が足りないのか、内容に改善が必要なのか等の問題点も見えてくるものと思われる。受け皿を広げる段階をクリアしたら次は利用率の向上がポイントである。
- (3) 少子化対策県民運動推進事業、女性登用等促進事業等において実施されるセミナー等については、そもそも参加者の目標数が設定されていなかったり、設定されていたとしても目標を大きく割り込んでいたりするものが目立つ。県として、セミナー等の内容はもちろんのこと、参加者数の実績にもこだわる姿勢を受託者に伝えていく必要がある。
- (4) そもそも少子化・子育て支援対策は、最終的にどの程度出生率の改善に繋がっているかなど直接的な定量的評価が困難なものが多いのは確かである。そうだとした場合、利用者や参加者の声を集約する等して適正に事業評価を行い、事業の改善に繋げるべきである。例えばワークライフバランス推進関連事業、働き方改革関連事業、女性就労支援事業など、少子化対策に位置付けながら少子化対策としての効果測定に配慮がされていないように思われる事業がある。困難であっても可能な限り定量的な効果測定を行

い、それが困難な事業についても対象者に対し少子化対策としての意見・感想を求めるアンケートを実施する等して効果を測定し、次年度以降の事業改善に繋げることは必要である。少子化・人口減少問題が県民の大きな関心事であることが各種報道等により伝えられるところであり、県としても少子化対策事業として位置付けて実施しながら、事業の対象者にはその意図がまったく伝わっていないという事態は避けなければならない。

3 事業の広報手段を更に工夫すべきである（意見）

現代においては、何か情報を得ようとする時にはまずインターネットによる検索が行われる。高知県が実施する妊娠・出産・子育ての各種支援施策についても、対象年齢層はまずインターネットによる検索を行うと思われる。しかし、こうちプレマ net をはじめとする各事業は、それ自体の認知度の低さ、県民の関心のなさが懸念される。「高知版ネウボラ」という理念についても、そもそも一見してこれが何を意味しているのかが理解できず、県民一般に浸透しているとは到底思われぬ。より直接的でわかりやすいメッセージを発信しなければ、高知県が少子化対策・子育て支援に注力していること自体が県民に伝わらないのではないかと考えられる。インターネットによる発信内容の更なる工夫に加え、SNS や新聞広告など、他の広報手段についても検討すべきではないか。

第6 総括的な提言

本項では、個別の事業やその担当部門に対して対応を求めるものではなく本監査テーマに関し今後の県の施策に是非取り入れていただきたい事項を述べる。

1 効果を上げている他国や他自治体の取り組みを参考にし、必要に応じた事業の選択と集中を進めるべきである

- (1) 少子化対策事業は実際の効果が出るまでに一定期間を要するといわれる。効果が出るのを待って事業評価していたのでは自治体の存続維持に間に合わないおそれもある。地域毎の特殊性の考慮は必要だとしても、他所において既に効果の上がっている取り組みを参考にすることが、最も有効かつ効率的といえる。
- (2) この点、県はフィンランドのネウボラの発想を取り入れた高知版ネウボラを事業として取り入れ実行中である。またハンガリーの取り組みも注目

に値する。同国では、GDP の 4.7%を少子化対策にあて、所得税減免、3年間の育児休暇、結婚奨励金、マイホーム補助金、学生ローン返済減免、体外受精無料化など様々な対策を実施した結果、子どもを望むハンガリー人は10年で2割増加し、婚姻数は43年ぶりの高水準で2020年には前年比で6.7%増え、離婚数は60年前の水準まで下がり、3歳未満の子どもがいる女性の就業率が上がったとのことである。これらは国策の問題であるため導入の難しいものもあるが、全国より15年先行して人口が自然減の状態に陥っている本県としては、子どもを複数持つことを躊躇させない、国の政策よりも一歩先んじた施策及び事業展開が必要である。

(3) 厚生労働省の発表した令和3年の都道府県別の人口動態統計(P20)によれば、人口千人あたりの出生率は全国平均が6.6に対し本県は6.0である。年齢別構成比等が大きく異なる東京(7.1)、愛知(7.4)、大阪(7.0)などの大都市圏との比較は難しいとしても、石川県(6.5)、福井県(7.0)、滋賀県(7.4)、鳥取県(6.8)、島根県(6.7)、香川県(6.7)、佐賀県(7.3)、長崎県(6.9)、熊本県(7.4)、大分県(6.6)、宮崎県(7.2)等が比較的高い数値を示している理由や取組を研究することは必要である。

(4) 市町村レベルの例にはなるが、たとえば、近時、合計特殊出生率2.95という驚異的な数値を記録した岡山県奈義町では、①在宅育児支援手当(月額1万円)、②高等学校等就学支援(年額9万円)、③医療費を高校生まで無料化、④出産祝い金交付(最大40万円)、⑤ワクチン接種の無料化、⑥不妊治療助成(年額20万円)、⑦不育治療助成(年額30万円)、⑧新築住宅普及促進事業補助金や近隣価格より3割ほど家賃の低い若者向け住宅や定住促進住宅の整備などの移住支援策の強化など、可能な限りの踏み込んだ財政支援策を講じている。

また、子育て支援で著名な兵庫県明石市においても、①医療費を高校生まで無償化、②第2子以降の保育料完全無償化(兄弟姉妹の年齢制限なし、親の所得制限なし)、③3歳～5歳の副食費の無償化、④中学校の給食費の無償化、⑤高校生まで公共施設の入場料無料化など、やはり踏み込んだ財政支援策が講じられている。

少子化対策について財政支援面から効果を上げるためには、一定の「踏み込み」が必要であるように思われる。つまり、重要なのは「程度」であり、支援のラインナップを増やすという横方向の充実に加え、各支援の内容を深めるという縦方向の充実が必要であろう。もちろん予算ありきの問題ではあるが、県の存亡に直結する少子化問題について、十分な予算が割けないという理由で対策の深化が見送られてよいはずがない。そのための事業の選択と集中を検討することも必要である。

- (5) また、いくら行政による財政支援があったとしても、それだけでは子どもを持とうというインセンティブとしては不十分である。

この点、沖縄県や鹿児島県の離島では総じて合計特殊出生率が高い傾向にあるが、その理由の分析として、親元に住んでいることが多く、子育てについて親からのサポートがあるほか、働きながらも子どもを見てもらえる安心感があることが挙げられている。ここには、核家族化と複雑化が進む現代社会が子どもを産み育てやすい社会に転換するための示唆があるように思われる。

2 仮に人口減少に歯止めがかからない場合でも自治体を維持していくためのシナリオを準備すべきである

- (1) 少子化対策事業はその効果が見えるまでに一定の期間を要する。とはいえ、国に「まち・ひと・しごと創生本部」が設置される契機となった日本創生会議による日本の人口の将来推計（通称「増田レポート」。）が発表され国民・県民の関心が高まる中、県は「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、出生に関する目標を設定し、それを実現するために様々な少子化対策事業を実施してきた。本外部監査を通じて、県の関係各部門が県民の期待に応えるべく問題意識をもって真摯に取り組んでいることは感じられた。
- (2) それでも、少子化及び人口減は、想定を超える速度で進行しているという現実がある。政策の問題とも絡むが、全国に先駆けて人口減少社会に突入した高知県であるからこそ、少子化対策事業を効果的・効率的に進める努力を継続しながらも、万一それが奏功しない場合でも自治体を維持して

いくための第2のシナリオを準備しておくことが、翻って県民に対し、本県で産み、育て、暮らしていくことへの信頼感を醸成するのではないだろうか。

以上